

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成30年7月12日(2018.7.12)

【公表番号】特表2017-504046(P2017-504046A)

【公表日】平成29年2月2日(2017.2.2)

【年通号数】公開・登録公報2017-005

【出願番号】特願2016-515480(P2016-515480)

【国際特許分類】

G 09 F	3/03	(2006.01)
B 32 B	7/04	(2006.01)
B 32 B	9/00	(2006.01)
B 32 B	7/02	(2006.01)
G 09 F	3/02	(2006.01)
G 09 F	3/00	(2006.01)
B 42 D	25/30	(2014.01)

【F I】

G 09 F	3/03	E
B 32 B	7/04	
B 32 B	9/00	A
B 32 B	7/02	103
G 09 F	3/02	C
G 09 F	3/00	M
G 09 F	3/02	G
B 42 D	15/10	300

【誤訳訂正書】

【提出日】平成30年5月31日(2018.5.31)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0006

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0006】

それ故、本発明の対象は、支持基材(1)を有し、該基材はその片面上に、金属クラスターからなる層(2)、スペーサー層(3)及び電磁波反射層(6)からなるカラーシフトエフェクト構造体を有するセキュリティエレメント、特に、セキュリティラベルであつて、該スペーサー層(3)は、同一又は異なる組成の、互いに上下に位置する二つの部分層(4、5)からなり、その際、第一に、前記クラスター層(2)が面する部分層(4)の該クラスター層に対する粘着力が、第二の部分層(5)に対するその粘着力よりも大きく、そして、第二に、前記電磁波反射層(6)が面する部分層(5)の該電磁波反射層に対する粘着力が、前記第一の部分層(4)の粘着力よりも大きいことを特徴とする、上記のセキュリティエレメントである。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項2

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項2】

前記支持基材(1)上に、前記カラーシフトエフェクト構造体の下に、部分的な剥離塗

膜層（10）が設けられることを特徴とする、請求項1に記載のセキュリティエレメント。
。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項9

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項9】

前記ポジ又はネガの文字、数字、記号、符号、線、ギロッシュの形態に形成された部分層（4、5）が、操作の前に、異なるカラーシフトエフェクトを引き起こすことを特徴とする、請求項8に記載のセキュリティエレメント。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項14

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項14】

前記カラーシフトエフェクトに対向する前記支持基材（1）の表面上に、印刷された印刷し易くするプライマー（9）が設けられることを特徴とする、請求項1～13のいずれか一つに記載のセキュリティエレメント。